

第63回臨時会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和2年11月26日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第63回臨時会会議録

議事日程

令和2年11月26日（木曜日）午後1時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 広域行政報告

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第13号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（2）議案第14号 令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

（3）報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	杉 浦 弘 樹	2番	富 岡 直 哉
3番	佐 藤 広 政	4番	山 本 留 義
5番	東 健 而	6番	野 中 貴 健
7番	佐々木 肇	8番	鎌 田 ちよ子
9番	白 井 二 郎	10番	吉 田 安 男
11番	竹 内 勝 雄	12番	吉 田 光 男
13番	南 川 誠 一	14番	北 館 智 明
15番	中 嶋 茂	16番	根 岸 浩 則
17番	山 口 捷 夫	18番	大 湊 敏 行
19番	野 坂 浩 二	20番	松 本 光 明
21番	岡 崎 健 吾		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	副 管 理 者	金 澤 満 春
副 管 理 者	富 岡 宏	副 管 理 者	野 村 秀 雄
副 管 理 者	野 坂 充	参 与	鎌 田 光 治
代 表 員	齊 藤 秀 人	事 務 局 長	瀬 川 英 之
監 査 委 員			
事 務 局 理 事 長	成 田 司	事 務 局 理 事	千 代 谷 賀 士 子
事 務 局 次 長			
消 防 長	櫻 井 以 文	会 計 管 理 者	野 藤 賀 範
監 査 委 員 長	田 中 宏 司	消 防 本 部 長	中 里 文 俊
消 防 本 部 課 長			
消 防 本 部 副 課 長	金 田 貴 裕	事 務 局 長	鍋 谷 和 範
事 務 局 課 長		事 務 局 副 長	
事 務 局 幹 事 長	横 山 拓 子		
事 務 局 幹 事 副 長			

市町村席

東 通 村 村 長	林 春 美	佐 井 村 村 長	田 名 部 二 郎
副 村 長		副 村 長	
六 ヶ 所 村 村 長	橋 本 晋		
副 村 長			

事務局職員出席者

事務局
課主幹
事務
總括

澤 田 理 和 子

事務局
課主査
事務
總括

大 場 達 也

事務局
課主幹
事務
總括

村 口 一 也

事務局
課主任
事務
總括

伊 藤 愛

◎開会及び開議の宣告

午後 1時00分 開会・開議

○議長（岡崎健吾） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第63回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（岡崎健吾） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、今臨時会も新型コロナウイルス感染症予防対策として、議会運営委員会で決定済みの下北地域広域行政事務組合議会の運営方針に基づき、議場の開放や席の間隔の確保のほか、演壇は使用せず、マスクを着用した上で全て自席での発言とするなど、各種対策を講じて会議を進めることとなりますので、ご了承願います。

次に、本日この後下北文化会館のむつ市への移譲について管理者から広域行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎健吾） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番野中貴健議員及び17番山口捷夫議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 広域行政報告

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第3 広域行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 本日は、新しい形での議会となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。下北文化会館を令和3年度からむつ市へ移譲する方針を決定いたしましたので、ご報告いたします。

当組合が管理、運営する下北文化会館は、むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の8市町村からの負担金により建設され、管理運営に係る経費については全額むつ市が負担しております。

昭和60年9月の開館以来、圏域住民の交流の場として、また文化、教育、福祉及び保健等に関する活動を推進する各種団体等の研修と相互交流の拠点として親しまれてまいりました。

開館から35年が経過し、経年による老朽化も著

しいことから、長寿命化に係る調査を平成29年度に実施したものの、多額の経費を要するため改修は進んでいない状況にあります。

また、少子高齢化による人口減少の影響、開館時に比べ利用形態にも変化が生じていることもあり、近年利用者は減退しております。

今後当該施設を引き続き維持していくためには、長寿命化を図りつつ、新型コロナウイルス感染予防、防止策として適切な対策を講ずるとともに、圏域住民のニーズや社会変化に対応した機能を整備することで、圏域住民の社会創造の拠点、コミュニティー活動等の拠点として安定的にサービスを提供する必要があるものと考えております。

むつ市では、これまで施設の維持管理及び改修に係る経費を全額負担してきた経緯から、来年度以降新型コロナウイルス感染症対策のための空調整備、利用者のニーズに合った施設環境の整備等を検討しており、今後の長寿命化に係る改修費用及び支出対象の明確化を図る観点から、むつ市へ移譲する方針といたしました。

今後は、規約変更のため各構成市町村議会の議決及び県知事の許可が得られれば正式に移譲となりますが、当組合といたしましては、残りの期間も引き続き安定的な施設の運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡崎健吾） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し質疑ありませんか。4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 今初めて報告を受けましたが、今後規約変更といったときに、各市町村議会の議決及び県知事の許可を得る必要があるということですが、下北文化会館の建設に当たっては当時の8市町村が負担金を出して、昭和60年9月に開館したわけですが、その負担金については今後どうなるのか教えてください。

○議長（岡崎健吾） 事務局長。

○事務局長（瀬川英之） お答えします。

下北文化会館の建設に際しましては、財源として田園都市構想推進事業助成金の活用を図るために、広域行政圏をベースにして事業を進める必要があったことから、当時の旧川内町、旧大畑町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村及び旧脇野沢村の3町4村が事業費の5%、むつ市が95%を負担して整備をしております。今回の移譲で構成市町村の負担金の取扱いということになりますけれども、築35年が経過をしております、おおむね4分の3が減価償却され、残りの資産は4分の1程度でありまして、空調及び給排水設備等は当初の機能的耐用年数を過ぎていること、当時の町村の地方債は既に償還済みありますことなど、今後も町村においてはこれまで同様に使用できるということから、負担分に見合う返還ということは考えておりません。この点については、構成市町村にもご説明をしてお理解を得ているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎健吾） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。

以上で広域行政報告を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第13号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの3件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました
2議案、1報告について、提案理由及び内容の概
要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと
存じます。

初めに、議案第13号 下北地域広域行政事務組
合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についてであります。これは青森県人事委員会
が行った県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合
職員の期末手当の支給割合の0.05月分の引下げに
ついて必要な条文を整備するため、提案するもの
であります。

次に、議案第14号 令和2年度下北地域広域行
政事務組合一般会計補正予算についてであります
が、本案は731万9,000円の減額補正でありまして、
これにより歳入歳出予算総額は57億7,979万
3,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわた
り給与改定に伴う人件費を減額したほか、消防費
では新型コロナウイルス感染症の影響により、原
子力施設視察研修等が中止となりましたことから、
関係事業費を減額計上しております。

次に、歳入についてであります。歳出との関
連において、分担金及び負担金並びに諸収入の受
託事業収入を減額計上しております。

次に、報告第7号についてであります。これ
は令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計
補正予算でありまして、下北文化会館の利用者の
利便性向上を図り、安定した運営力の強化を図る
ため、オンライン環境設備を整備する経費につい
て、予算措置に急を要したため、関係予算を専決
処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案、1
報告について、その大要を申し上げましたが、細
部につきましては、議事の進行に伴いましてご質
問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、
ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎健吾） これで提案理由の説明を終わ
ります。

議員の皆様には、事前に議案をお配りしてあり
ますので、議案熟考の時間は設けませんので、ご
了承願います。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、 採決）

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第5 議案審議を
行います。

◇議案第13号

○議長（岡崎健吾） まず、議案第13号 下北地域
広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で
議案第13号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長（岡崎健吾） 次に、議案第14号 令和2年
度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を

議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。4番山本留義議員。

- 4番（山本留義） 消防費の関係なのですけども、7ページの第6款第4項に大間町非常備消防費249万3,000円の減額、これの内容については原子力施設視察研修等の中止のためということですが、これは毎年視察しているのか、何人ぐらいが今回視察を予定していたのか説明願います。

○議長（岡崎健吾） 消防長。

○消防長（櫻井以文） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

昨年も視察を行っており、中国電力の島根原子力発電所のほうに視察に行っております。

以上でございます。

（「何人」の声あり）

○消防長（櫻井以文） 大間町からは消防団員4名、それから風間浦村から7名、佐井村から6名という人数になっております。

以上です。

○議長（岡崎健吾） 4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 北通り3町村の消防団員17名の視察、この視察の予算は、大間町に今建設中のその関係の予算での視察なのかお伺いいたします。

○議長（岡崎健吾） 消防長。

○消防長（櫻井以文） この視察に関する予算に関しましては、大間町からの負担金といたしますか、消防団に係る経費ということで、大間町が確保した財源について、こちらの消防団のほうに支出をしています。

以上です。

○議長（岡崎健吾） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第14号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇報告第7号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和2年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第7号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎健吾） これで本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第63回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時17分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 岡 崎 健 吾

下北地域広域行政事務組合議会議員 野 中 貴 健

下北地域広域行政事務組合議会議員 山 口 捷 夫

下北地域広域行政事務組合議会第63回臨時会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	1 1 月 2 6 日	木	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 広域行政報告 第 4 議案一括上程、提案理由の説明 第 5 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

議案番号等	件 名	議決月日	審議結果
1 3	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 1 月 2 6 日	原案可決
1 4	令和 2 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	1 1 月 2 6 日	原案可決
報告 7	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和 2 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	1 1 月 2 6 日	承 認